

第1回 石垣市自治基本条例審議会 議事録

日時：令和7年7月15日（火）

13:30~15:00

場所：石垣市役所2階 大会議室1

出席者：【会長】池原 優 【副会長】籠谷 鑑
【委員】翁長 珠江 伊東 幸太朗 真久田 絹代
前大舛 直美 岩月 木綿子

欠席者：【委員】下地 寛正

進 行：公募委員1名が来られておりませんが、定刻となりましたので審議会を始めさせていただきます。

改めまして皆さん、本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、事務局をつとめます企画政策課長の野崎と申します。会長は互選になりますが、選任されるまでは事務局にて進行しますので、よろしくお願ひいたします。お手元の次第に沿って進めています。それでは、石垣市長職務代理者 石垣市副市长 知念永一郎より審議会委員の皆さんへ委嘱状の交付を行います。

～委嘱状交付～

進 行：続きまして副市长知念永一郎よりご挨拶を申し上げます。

副市长：本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

皆さんには日頃より市政運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。また、この度の審議会にあたり、委員をお引き受けいただいた皆様、そして公募にご応募いただいた皆様に重ねて御礼申し上げます。本市では、平成22年に「石垣市自治基本条例」を施行し、その後、平成27年度および令和2年度に見直しを行ってまいりました。本条例は5年を超えない期間ごとに見直しを行うことと定められており、前回の見直しから5年の節目を迎えることから、今回、見直しを実施する運びとなりました。本審議会委員の皆様におかれましては、本条例が現在の社会情勢等に適したものであるかどうかについて、幅広いご意見・ご議論を賜りますようお願い申し上げます。本審議会を通して、本条例がより良いまちづくりへつながるよう、皆様のお力添えをいただければ幸いでございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

進 行：次第に沿いまして、会長および副会長の選出に移ります。石垣市自治基本条例審議

会設置条例第5条に基づき、会長および副会長は委員の互選によって選出することと定められています。どなたかご希望または推薦はありますでしょうか。
もしなければ、事務局の副案でもよろしいでしょうか。

委 員：(異議なし)

進 行：会長に池原 優 様、副会長に籠谷 鑑 様を提案させていただきますが、よろしいでしょうか。

委 員：(異議なし)

進 行：それでは、会長は池原 優 様、副会長は籠谷 鑑 様に決定しました。
続きまして、石垣市自治基本条例第43条第2項に基づき、副市長より会長へ諮問を行います。

～諮問～

進 行：副市長は、この後、別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。
ご了承ください。それでは、会を進行するにあたり、池原会長には席のご移動をお願いいたします。

～座席移動～

進 行：続きまして、池原会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長：皆さん、こんにちは。この度、自治基本条例審議会の会長に任命されました、池原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。先ほど、副市長より本審議会に対し、諮問がありました。これを受けて、今後は委員の皆さんとともに、活発かつ建設的な議論を重ねながら、現行の自治基本条例が現在の社会情勢に即した内容となっているかを検討し、幅広い意見を踏まえて答申へと結びつけてまいりたいと考えております。自治基本条例は、自治のあり方などを定める重要な条例であり、その見直しには多角的な視点と幅広い議論が不可欠です。どうか委員の皆さんには、忌憚のないご意見とともに、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。また、議事の円滑な進行にもご理解とご協力をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

進 行：ここから、会の進行は会長にお願いいたします。

会長：早速、議事に入ります。まず始めに、この審議会の公開の取扱いについて協議を行いますので、マスコミ関係の皆さまは一度ご退出をお願いします。

～マスコミ退席～

会長：この審議会の公開についてお諮りしたいと思いますので、事務局よりご説明をお願いします。

事務局：この審議会を、マスコミや一般の方々に公開するかどうか、という点についてですが、基本的には公開することが望ましいと考えています。ただし、委員の皆さまのご発言が、記録や報道を通じて特定されることによって、万が一、委員ご自身が心無い反応を受けるようなことがあってはならないため、そうした懸念に対する配慮も必要であると思っています。そこで、公開の原則を保つつもり、一定の配慮を行う方法として、公開は地元のマスコミのみとし、一般の方の傍聴はご遠慮いただくという形がよいのではないかと考えています。

なお、市民の皆さまからの「内容を知りたい」という声に対しては、答申後、議事録を公開することで対応します。議事録については、会長の発言を除き、個々の委員が特定されないように配慮します。

まとめますと、地元のマスコミに対してのみ公開する、市民には、答申後に会長以外の発言が特定されないように議事録を作成し、内容を伝える。このような方針で考えています。以上です。

会長：それでは、事務局からの説明のとおり、本審議会は地元のマスコミに対してのみ公開し、答申後に公開する議事録については、私（会長）を除き、委員個人が特定されないような取扱いでよろしいでしょうか。

委員：改正にあたっての審議会は、今回3回目ですか。

事務局：はい、3回目です。

委員：その間、地元マスコミのみに公開していたのでしょうか。県紙には公開していませんか。

事務局：地元に支局があるマスコミ等には公開することで考えております。例えば、タイムスや琉球新報は支局がありますので、地元マスコミという扱いで考えています。八重山記者クラブに加盟しているという考え方です。県紙2つと月刊やいま、FMいしがき等が集まっていますので、地元のマスメディアに対しては公開するということです。

会長：ほかご質問等ありますか。それではマスコミ入室でよろしいでしょうか。

～マスコミ入室～

会長：本審議会の公開について、報告いたします。

本審議会では、委員の率直な意見を大切にしています。そのため、地元のマスコミの皆さまには公開しますが、報道にあたっては、委員個人が特定されないようにご配慮をお願いいたします。議事録については、答申後、会長を除き、委員名を伏せて公開する予定です。

なお、令和2年度の見直しにおいても同様の方針としましたが、個人が特定される内容での報道が行われた結果、市民から委員個人へ意見が寄せられ、対応に苦慮したという事例が実際に発生したとのことです。情報を広く伝えるためにマスコミに公開することは重要であると考えていますが、公開により委員が委縮してしまい、本来の議論ができなくなることは本末転倒ですので、この点を十分にご理解お願いします。

会長：それでは、はじめに資料の確認を事務局からお願いします。

～資料確認～

事務局：次第に沿って順番に資料の説明をいたします。

～資料1・2の説明～

会長：ここまで説明についてご質問・ご意見等がある方は挙手をお願いします。なければ進行いたします。

委員：（意見無し）

会長：続きまして、市民・事業者等への意見照会についてです。事務局より説明をお願いいたします。

～資料3の説明～

会長：意見や質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員：市民、事業者等への意見照会ということで、これから若者の意見も多く聞きた
いと思っています。そのために何かいい方法はないでしょうか。具体的には、子
どもも市民であることから、低年齢の方の意見が取り入れられないかと考えてい
ます。

会 長：例えば小学生のような年代の方々でしょうか。

委 員：そうですね。今、子ども議会はありますか。

事務局：定期的に開催しているわけではありませんが、昨年か一昨年に行いました。

委 員：要するに全世代に向けて周知を図っていただきたいということです。

会 長：その点について、事務局はご検討いただけますでしょうか。

事務局：若い世代に対しては、市の公式LINEを活用しております。石垣市的人口は約5
万人ですが、LINE登録者は数万人に上り、多くの市民に情報が届いていると考
えています。広報いしがきは若い方は見ない方もいるかもしれません、LINE
やFacebook等で発信することによって、「こういった取り組みを行っている」
と認識していただけるかと思います。

委 員：若い方を一例に出しましたが、全世代への周知が必要です。石垣市的人口構成は
壺形でしょうか。

事務局：はい、そうですね。

委 員：紙での提出であれば持参ということですが、上の世代の方々の持つていいやすい
場所として、市役所のロビーではできませんか。

事務局：現在、意見提出の方法としては、紙での提出は少なく、メールや専用フォームで
の回答が主となっています。

委 員：5年前にはどの程度の件数がありましたか。その人たちの回答方法は分かります
か。

事務局：回答方法については分かりません。

委 員：そのために努力をしたほうがいいと思います。

事務局：他の委員会等でも郵送や持参による提出は非常に少なく、ほとんどがメールと専用フォームによるものです。

委 員：そうなのですね。ただ、高齢者の中には、そうした手段に慣れていない方もおられ、「ついていけない」という声が結構あります。

事務局：その点については、電話連絡等でご相談があった際には、その方に合った個別の対応は丁寧にさせていただきます。例えば、紙での提出が難しい場合でも、当然個別の対応はさせていただきます。

委 員：そのあたりの広報もぜひお願ひします。

会 長：5 年前の意見の数については調査可能ですか？

事務局：回答方法の内訳は不明ですが、件数だけですと、64 件（後日 70 件と訂正）、団体から 16 件意見がありました。

委 員：意見照会の対象が、「市内に住所を有する人」、「市内で事業活動または公益的な活動を行う団体」となっていて、これは第 2 条の用語の定義に沿った形でのものになっていると思います。しかし、「団体」という表現ですと、具体的には個人事業主が含まれないのではないかと感じました。この点の用語の整理はいかがでしょうか。

事務局：個人事業主であれば、石垣市で商売をされているということですので、市民という定義に該当するのではないかと考えております。

委 員：市民の定義が住所を有する人になってしまっていますよね。

事務局：個人事業主として石垣市で事業をされている方であれば、那覇から飛んできて事業を行っていないとは思いますので、団体ではなく個人事業主であれば、事業者等ではなく、市民として意見を拾えるので大丈夫だと考えています。両方当てはまっているといけないわけではありません。

委 員：市民の定義が住所を有する人に固定されましたので、どうするのかと思いました。季節で夏場だけ来て仕事している人は事業者等に入りますか。

事務局：条例の対象となっている定義をされた市民・事業者等からのご意見をいただければと思っています。要するにこの条例の対象とならない方々ではなく、そもそもこの条例の対象となっている市民・事業者等からの意見を頂きたいと思っています。

会長：条例第2条に書かれている内容が市民の定義であり、それに当てはまっていればいいという考えでいいですね。

事務局：はい。

委員：委員がおっしゃっているのはリゾートバイトとかで夏だけ来るといった方は対象にならないのか。ということだと思います。

委員：そうではなく、リゾートバイトでしたら事業主ではないですよね。事業者として来た人のことです。その人たちはどうですか。「団体」ということなので。

委員：夏だけ来て、フリーランスで働きながら住民票移さずに数カ月いてまた帰るような人もいるのではないかと言うことですよね。

委員：これは事業者に入りますか。

委員：それは見直しのところで検討してもいいのではないかでしょうか。今回はこの条例に沿って意見照会をするということでいいと思います。それで不便がありそうであれば、見直しのところで広げてもいいと思います。

会長：定義をということですね。

委員：意見照会については現条例に従って照会をするということでそこは変えられない。次回以降の意見照会で条文が変わればそれに沿った形で次回以降の意見照会で反映されるという認識ですね。

委員：今回は定義をどうするかということについてはどうでしょうか。

会長：それについてはこのあと自由意見で改めて議論できると思います。

委員：委員がおっしゃることでもう1点あって、沖縄本島に住んでいて石垣市にはもう住民票が無いけれど、お父さんお母さん高齢で石垣にいらっしゃって、普段は沖縄本島で働いているけれどすごく石垣市に対して思い入れがあるからぜひ自分の

意見を言いたいという人は今回の対象にはならないというはどうなのかなと確かにあります、それを言い出すとかなり広がってどう定義付けるか難しくなるので。

会長：大学に行っている人もいますしね。

委員：それは見直しの中で考えたらいいと思います。

委員：先程低年齢の子どもたちにもというご意見がありました、この基本条例を子どもたちが読めるのか。どうですか。もしやるのであれば小学校に行って、専門家の方が言葉を変えて分かりやすく説明したうえで、意見を求めないと、せめて高校生ぐらいしか出来ないのでないかなと思います。対象とする年齢が曖昧なまま話が進んでしまったので、今後、より具体的に考えるべきではないかなと思います。

会長：あくまで周知は全市民ということで、例えば小学生で読めないときは聞いてもらうしかないという状態になります。

委員：安易に小学生と言ってしまうと、全世代の扱いが。全世代というと、高齢で認知症の方々もそれに入るのでしょうか。

委員：それはやはり入るのではないのでしょうか。

会長：そうですね。入りますね。

委員：条文に高齢者の文言がないのが気になっているところですが、先ほど委員がおっしゃった認知症のある高齢のこと、どういう状況であっても市民であるのは間違いないので、それは、含まれるということでいいのではないでしょうか。

事務局：対象者としては市民ですが、理解して意見を述べるということになるとまた違うと思います。しっかり行き届くように努力していくつもりです。

委員：世代的に若い人たちで高校生はしっかりとしていて、理解はできると思うので、学校でボックスを置いてもらうなりアクションを起こしたら、その子たちはたくさん考えてくれると思います。選挙権がある子もいるので。20代30代の若い人们はLINE、Instagram、ラジオ、地元紙を読んでいると思うので、マスコミを使っていただいて、周知してもらうと、広く意見をもらえるのかなと思います。青年会議所のラジオなり、広報なりを利用してくれないかなと思います。あとは市

長の X（旧 Twitter）も影響力はかなりあると思います。他の内地の地域でも、若い人たちがそうやって意見を発信しているのかなと思います。20代30代はほとんどインターネットと新聞、八重山毎日新聞等だと思うので、そこら辺を市がうまく使っていただけたらと思います。

事務局：この中（資料）には書かれていませんが、サンサンラジオと地元の新聞社にも依頼する予定です。

会長：ラジオも毎週放送していますので、タイミングを見て活用します。

委員：若い世代もラジオを聴く人も増えているのでよろしくお願ひします。

会長：意見照会についての質問でした。他なければ進行いたします。
ここから、今回の見直しについてという議題に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：この議題については、特に資料は用意しておりません。

理由としましては、本条例が取り扱う範囲は非常に広く、また、5年間という長い期間の間に社会情勢も大きく変化していることから、見直しの必要性や着眼点については、委員の皆さま一人ひとりによって異なるものと考えています。そのため、事務局から何か特定の見直し案を提示するのではなく、まずは自由にご意見を出していただく形で議論をスタートできればと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

会長：先ほど活発な意見が出ましたが、ここから自由意見になります。例えば「どこどこの条例文におかしいところがある」など、先ほど出ました市民の定義の点など、自由に挙手にて発言していただければと思います。

委員：条例の評価というものは、どのような形で行われていますか。要するに、条例を作成した後、今日ここに配布されているような“これまでの状況の一覧”で、第14条についてはこういうことを行っています、というような説明はありますが、市として評価リストのようなものを作成しているのか、各課に照会しているのか、お聞きしたいと思います。もしそのようなものが無ければ、必要ではないかと思います。

会長：条例の評価というと、条例がどのような影響を与え、きちんと役割を果たしているかどうか、つまり意味のあるものとなっているかどうかという点が評価になる

と思います。この条例が役割を果たしているのかといった検証等は、行われていますか。事務局から説明をお願いします。

事務局：自治基本条例の性質上、例えばよくある個別計画のように目標数値が「何十パーセント」や「何割」などといった形で設定するのは難しいと考えております。自治基本条例は、あくまで基本理念や大きな方向性を定める条例となっています。そのため、個別の計画に出てくるような数値目標というのは難しいと考えております。今現在、数値等での評価方法はとっていません。しかし、個別の計画の中で適切に対応されているものと認識しております。

委 員：市の条例について、例えば福祉のまちづくり条例などは、一部改正を重ねながら状況に応じて変化していますが、それぞれの条例が実際にどう変化しているのかを市民が把握するのはなかなか難しいものです。

この自治基本条例は非常に素晴らしい内容だと思いますが、市民に「このような条例がある」、「この条例に基づいて石垣市は他の条例を作っている」ということを分かってもらうためにも、検証は必要ではないかと思います。評価というと数値的なものを設定しなければいけませんが、振り返るという意味での検証のようなものが必要ではないか思います。

会 長：おっしゃる通りだと思います。条例が作られてから時代も変化しており、今の時代に合っているのか見直していくべきだと思います。不要な部分は削除しても良いでしょうし、この条例があることによってできる事・できない事の両面があると思います。ですので、この条例が意味のあるものかどうかという点について、検証制度ができるかどうか検討いただいてよろしいでしょうか。

事務局：私どもとしましては、まさにこの審議会が検証の場であると捉えております。そのため、条例においても「5年を超えないごとに必ず見直しを行うこと」が規定されています。

もちろん、市としても、全庁的にどういった取り組みをしているかについては、本日の資料1の3ページ目、4ページ目で説明させていただいたように、それぞれ条例に基づいて行っている取組を確認しております。これらの資料に基づいて、委員の皆様にはこの条例がきちんと機能しているかをご検討いただき、必要に応じて見直し、削除、追加等をご判断いただくのがこの審議会の場であると思っております。

委 員：この審議会の場はとても大事ですが、令和3年度には審議会が無いままに進められていた部分もあります。企画政策課の方では、この自治基本条例の扱いという

のはおかしいですが、これについてはもっと重く受け止めて取り組んでいただきたいです。

会長：意見として持ち帰させていただきます。

委員：先ほどの市民の定義づけについてですが、令和3年の改正でなぜこのように改正されたのかという点も含めて、先ほどの議論の中でもありましたように、見直しが必要なのかどうかも議論しても良いのではないかと思います。

会長：前回の自治基本条例の審議会で改正された市民の定義については、住民投票の部分が議論の場に上がっていたと思います。私はそのとき公募市民という立場で参加していましたが、先ほど出た意見のように、例えば県外に住んでいる方が、「石垣市に意見を出したいけれども石垣市民ではないため発言できない」といったように、幅広いケースが想定されると思います。そうした声も踏まえて、意見をまとめていきたいですね。

委員：個人的には前の定義に戻しても良いと思います。

会長：この点については資料1の2ページ目に前回の変更点が記載されています。

委員：なぜこのような改正が行われたのか、当時の経緯について、覚えている範囲で構いませんので教えていただけますか。そもそもこの部分を削除するのに至ったのは、色々と検討された結果だったかと思いますが、5年前になぜそのような判断に至ったのでしょうか。

会長：前回の議事録は残っていますか。

事務局：はい。それでは、前回の答申の内容を読み上げさせていただきます。

「市民」の定義が広すぎて適切ではないため、「日本国籍を有し本市の住民基本台帳に登録されている者」等、第5条第1項第2号で市政への参加が認められているのと整合するよう改正すべきである。地方自治法（昭和22年法律第67号）においては、第11条で「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。」と定められており、同法の「住民」の定義にすら当たらない、「市内で働き、学び、若しくは活動する人」が「市政に参加する権利」を有するとする本条例の規定は、地方自治法と明らかに齟齬を来している。

なお、第2条を改正する場合には、地方自治法の趣旨を踏まえた上であれば、必ずしもその「住民」の定義に厳密に従う必要はなく、テレワークや多拠点居住

等、現在の社会において行われている多様な居住実態を反映させるような定義についても検討の対象とすべきとする意見もあった。

以上が前回の答申の内容になっています。

事務局：第5条（2）で市政に参加する権利が定められており、そことの整合性を考慮した上で、市民の定義づけを前回整理したという経緯になります。

委員：そういうことを言い出すと、未成年者は市政に参加しないですし、政治に限るのかという点も議論になるかと思います。

会長：前の市民の定義は幅広かったですよね。

事務局：前回の市民の定義は「市内で働き、学び、もしくは活動する人」という表現で、「活動」の定義も曖昧であるため、「誰でもかれでも市民と解釈されてしまう」といった懸念がありました。こうした背景から、しっかり定義しましょうというのが、前回第2回審議会での答申と考えております。

委員：私も以前の条例の定義に戻しても良いのではないかと思っています。現在の石垣市の状況を見ますと、コロナ禍もあり、20代～30代の方で住民票を移さずに石垣市内で生活している人、テレワークをする人が増えていると思います。なので、住所を有する人以外が大きな事業を展開しているケースが増えていると思いますので、こうした実態に配慮しないと、制度とのズレが生じてしまうのではないかと懸念しています。ここは時代に合わせて、柔軟に対応すべきだと思います。

会長：前回は、第27条・第28条の「住民投票について」が議論の争点になっており、住民投票を行うなら市民の定義を明確にすべきとの考え方から当該条文を削除した経緯があります。ただ、今回は住民投票に関する条文は削除されているため、切り離して考え、市民の定義だけを以前の形に戻すということは可能なのでしょうか。

事務局：本来は、居住拠点を移した場合には住民票も移すことが日本の制度です。住民票を移すべき人で、それをしていない方々をあえて市民の定義を広げて含めることが自治体の姿勢として適切かどうかは検討が必要だと考えております。こちらとしては、先ほどお話をありがとうございましたが、原則は住所を移さないといけないので、本来の住所を移さないといけないところをやっていないところをあえて定義を広げるのが自治体の姿勢として正しいのかどうかというところは検討させていただきたいです。本来拠点を移したら住民票は移すというのが日本の制度なの

で、なのにそれをやっていない方々をあえて広げて入れる必要性がこの自治基本条例の中で必要性としてあるのかどうかというのを検討が必要かなと思います。

会長：確かに、住民票を移して石垣市の行政サービスを受ける方が意見を出すのは当然だと思いますが、住民票を移さずに来島して、行政インフラを利用しながら意見を出すのは違うのではないかと思います。住民投票について議論された際には、「一時的に来て、投票だけして帰る」ということも考えられたので、議論になりましたが、事務局意見のとおり、「住民票を有する人」と定義した方が明確になるかもしれません。

委員：全国的な傾向としては、自治基本条例の中で市民を広く定義している自治体もあると思います。それでも支障がない状況があると思います。

会長：全国的には廃止が進んでいますよね。

事務局：1700余りの自治体がありますが、「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」など名称は異なるものの、こうした条例を制定しているのは約400自治体程度、つまり25%弱にとどまっているのが現状です。全体の75%近い自治体ではこういった条例自体がそもそも存在していないというのが実態です。

委員：細かい点になりますが、行政の方にお伺いしたいです。第31条の2項に「農水産物」という表現がありますが、これは石垣市として用語を「農水産物」で統一しているのでしょうか。林業をされている方もいらっしゃいますし、国の表現では第一次産業を「農林水産業」と表現されており、「林」が入っています。なぜ「林」が入っていないのか、意図的にのぞいているのか、それとも特に深く考えずに「農水産物」としているのかが気になりました。その点をお聞きしたいです。

事務局：安心安全があるので、口から体に入るものに限定して、あえて農水産物という表現をしているのではないかと考えています。

委員：そうすると、「地産地消」というタイトルと意味がずれる様に感じます。

事務局：ご指摘のとおり、第2項と第3項の内容は「地産地消」とはズレているかもしれません。

委員：事前に読んだ中で気になった点は、平成27年度に男女共同参画や子育てに関する追加がありました。こうしたこと踏まえると、この条例が石垣市の基本理念

とするならば、近年重視されている SDGs やデジタル化といった項目を理念としては入れてもいいのではないかと思いました。

また、住民投票の削除や、それに関連して市民の定義づけの議論が前回行われたことから考えて、この条例から直接的に権利が発生したり、義務が生じたりということにならない、あくまでも基本理念を定めるものであるということであれば、第 1 条または第 2 条の中で「この条例から直接的には権利が生じるものでもないし、義務が発生するものでもないし、権利を制限したり義務を課すべきものではありません」ということを謳ってもいいのではないかと思いました。

会 長：ご指摘いただいたのは 1 つ目が農水産物の文言、2 つ目が SDGs やデジタル化の追加、3 つ目が条例の権利義務についてですね。3 つの点に関しては、前回審議会でも議論になりました。自治基本条例は最高規範であるという文言が以前ありましたがあくまでも、これに対しては罰則も無ければ具体的な決まりもなく、ただのルールのような状態になっています。条例の位置づけについて、事務局から説明を聞いてもよろしいでしょうか。

事務局：位置づけというところですけれども、資料 1 の 2 ページ目「これまでの改正」令和 3 年度のところに記載がありますが、この時の令和 2 年度の段階では第 42 条の中に「この条例は市政運営の最高規範であり」という文言がありましたが、こちらにつきましては令和 3 年度の段階で削除されているという状況です。理由といたしましては、会長におっしゃっていただいたように、本条例は憲法や法律といった上位の法規範の上にくるものというように読まれてしまう恐れがあったため、この最高規範という部分は削除されました。

会 長：あくまでも市民が守るべきルールブックという位置づけですよね。

委 員：守るべきものでもないですよね。

会 長：そうですね。

委 員：第 6 条に市民の責務としていいことが書いてありますが、これに違反したからと言って何か罰則があるわけではなく、「みんなで頑張りましょう」といった、「常にこれをやりなさい」というわけでもなく、あくまでも理念ですよね。ルールでもないと思います。道徳観のようなものだと思います。

会 長：道徳観のような、良心のような、「みんなでいい町にしましょう」ということですね。

委 員：そうなると、市民の定義をもっと広げてもいいのではないかという話になると
思います。

委 員：今、理念の話になっていますが、第 42 条の「条例の位置づけ」に「他の条例等
の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性せよ」という内
容があります。そのうえで、前回子ども子育てや男女共同参画について追加さ
れ、今委員から SDGs についてお話を出てきましたが、「高齢」や「障がい」と
いう言葉が一切出てきません。ですので、具体的な提案ができず申し訳ありませんが、第 30 条「福祉の充実」の中に加えるのはどうでしょうか。現在は、健
康な人についてのみ書かれていますが、健康でない人も、障がいを持っている方も
市民であり、その市民が生き生きと暮らすということを反映した方が良いと思
います。「高齢」や「障がい」という文言が無いので、それらを入れられれば、よ
り素晴らしいと思います。

会 長：先ほど委員からも追加すべき項目について意見が出ていますが、こうした内容に
ついては、今後どのように検討していくべきか、事務局に確認したいと思いま
す。

事務局：今ご指摘いただいた SDGs、DX（デジタル化）、障がい者、高齢者等に関する内
容については、市民意見も踏まえて検討していただきたいです。また、障がい者
等に関して、第 30 条の「自らの健康状態を自覚し」という表現は、健常者の視
点だけではないという考え方をしていただきたいです。

委 員：ただ、「健康」としか書かれていないので、健康でなくても人権はあるのにと思
いました。

委 員：「支え合い」や「共助」といった言葉を入れるのも一つかもしれないですね。

委 員：どうか入れられたらいいと思います。

会 長：もし追加や削除があれば 2 回目の審議会で検討という流れになりますか。

事務局：はい。

会 長：今回は意見を出し合う場ということですか。

事務局：その通りです。

委 員：質問です。意見を出し合うことで、条文をどんどん変えていくのでしょうか。それとも、これから市民の声を聞いて、審議するのでしょうか。市民の声を聞く事と、この審議会で議論する事と、同じまな板の上にのせて検討されるものなのか聞きたいです。

事務局：この場でのご議論に加え、同時に市民の皆さまの声を踏まえたうえで、第2回では、例えば「第何十条ではこうした文言を追加した方がいいのではないか」、「このように書きえた方がいい」等を皆さんにご議論いただきたいと思っております。

会 長：市民からの意見も寄せられ、それを我々でもしっかりと精査して、市民の声が趣旨に適合するかどうかをこの場で議論するものと思いますので、ぜひご協力をお願ひします。

委 員：次回は9月の半ばに第2回の審議会を行い、その間に市民の意見を集めることになると思います。どれほど意見が寄せられるかにもありますが、今日と次回で話が尽くせるのかという疑問があるのが正直なところです。皆さん反対されるかもしれません、個々の委員と事務局でグループLINE等を作成し、思いついたことを共有するなど、意見を交換できる場をつくるのも一つの方法かなと思っています。ただ、それを行ってしまうと、ボリュームによっては消化しきれないということもあるで、消極的な意見が出ても当然だと思うですが、そのあたりの意見を投げかけたいです。

会 長：LINEのようなツールですと、個人情報が含まれることもありますし、スクリーンショットなどで情報が流出するリスクもあります。意見を会議以外でも出したいということであれば、掲示板やslack、メーリングリスト等、他のアプリを使用した方が適していると思います。市で登録できるもののはありますか。

事務局：委員の方から個別にご意見がある場合は、事務局まで直接お問い合わせいただければと思います。

委 員：私も団体でLINEを使用しておりますが、内容には制限を設けています。「こういう話題は出さない」などルールを設けないと炎上してしまったり、コントロールが難しくなるためです。今回の審議内容は非常に重要ですので、個人的にはLINEの利用は危険かと思います。

会 長：意見がある場合は事務局にメールでお送りいただければと思います。

事務局：そのために審議会という場を設けて、会長を選任しています。個別に意見を五月雨式に頂いてしまうと、取扱がつかなくなる恐れがあります。今回は3回の審議会を予定しておりますが、必要であれば時間の確保なども検討いたします。この審議会という場で、皆さまがしっかりとご準備の上で意見を出し合って頂くことが、本来の趣旨です。五月雨式的なやり取りでは、情報が拡散してしまう懸念もあるため、望ましい方法とは言えません。

前回の5年前の審議会でも、当初は3回の予定でしたが、議論が深まり最終的には4回に変更しています。今回も現時点では3回のスケジュールを提示しておりますが、今後の進捗次第では第4回の開催も検討してまいりたいと考えております。皆様のご都合に合わせて調整が必要になり、ご面倒をお掛けするかもしれません、よろしくお願ひします。

委員：見直し案について第2回の審議会当日に初めて提示される形ですと、十分な検討が難しくなるかと思います。私たち委員が出した意見についてや、事務局として何らかの案を出していただける場合も、事前に共有いただけるとありがたいですが、可能でしょうか。

事務局：はい、今回と同様に、事前に資料を配布させていただきます。当日に初めて資料をお渡ししてご議論いただくような形にはいたしません。

会長：8月の意見照会の期間として3週間を予定していますが、これは確定でしょうか。

事務局：あくまで予定です。期間については「長い」「短い」といったご意見があれば、お寄せください。ただ、一般的にはあまり期間が長すぎると間延びしてしまいます。実際には、意見が寄せられるのは最初と最後が多く、中間はあまり来ない傾向がありますので、3週間程度が適当ではないかと考えております。もちろん、皆さまご議論のうえ、「2週間がよい」「1か月がよい」などご意見をいただいても構いません。

会長：むしろ早めに意見を集め、事前に配布した方がいいと思います。

委員：事務局案でいいと思います。

会長：それでは意見募集の期間については事務局案でお願いします。あと10分ほどお時間ありますが、他意見ありますか。

事務局：時間で切ってしまうのは避けたいと考えています。もちろん、次の予定がある場合は致し方ありませんが、できるだけ最後までこの機会にご意見をいただければと思います。

会長：この第1回目でご意見を出していただき、第2回目でそれらをもとに事務局案が提示される形になると思いますので、ぜひご意見をお願いします。

委員：先ほど「基本条例は他の市町村でもあまり設けられていない」という話があったと思います。では、石垣市には基本条例が必要なのか、という疑問があります。そもそも問題ですが、石垣市には「基本理念」も「まちづくりの指針」もあり、そこに加えて「基本条例」も置かれているわけですが、それは見直す必要がないということでしょうか。それともこの審議会で議論するような事項ではないということでしょうか。

事務局：極端な言い方にはなりますが、「石垣市に自治基本条例が必要なのかどうか」も含めてご検討いただきたいと思います。

委員：現在の自治基本条例が追加や修正等を重ねられているので、そもそも審議会が必要だということであれば、私たちも石垣市の「基本理念」や「まちづくりの指針」をきちんと理解した上で、それに基づいた条例であれば問題はないと思います。ただ、それらを理解していないと、私たちがここで審議をする意味が本当にあるのか、疑問に感じました。私自身勉強不足ですが、石垣市の理念をまずしっかりと理解する必要があると思います。今回の場でこうした取り組みが行われてること自体が大変勉強になっていますが、この場で見直す必要があるのか疑問です。理念自体は変更や見直しをすることはできないんですね。先ほどの委員のご意見にもありました、「ルールに過ぎず、何の拘束力もない」のであれば、私たちがここで一生懸命に議論する必要はどこにあるのかと、単純な疑問として思いました。単純な考えです。

会長：5年前の審議会でも同様の意見が出ましたし、おそらく議会でも条例の廃止案が出されましたよね。最終的には否決され、一部改正という形で可決されたと思います。委員のおっしゃるように、必要ないのではというご意見も実際に少なくありません。

委員：この場にいながら、私自身も必要なのかと疑問に思いました。

会長：「自治基本条例」という名称が堅苦しく、法律のようにとらえられてしまう点もあると思います。もう少し柔らかい名前に変更するのも一つの選択肢だと思います。この場でよいアイデアが出れば良いなと思います。

委員：「基本条例」は、2000年頃に地方分権が進められた際、それぞれの地域が「自分たちのまちは自分たちで考えよう」という流れの中で設けられてきたものです。それが自分たちの特色ある自治体を誇りに思えるような大きなイメージを表す条例として制定された経緯があります。ですので、私はとても重要な条例だと思います。何でも任せにするのではなく、自らの地域をつくっていくという姿勢が大切だと思います。ですので、私は自治基本条例は必要だと思います。

委員：この場は、一市民の皆さんのご意見を伺うための場ですか。条例に対して問う場ということですか。

会長：そうです。事務局から補足ありますか。

事務局：過去に自治基本条例は議会を経て作られてきました。市長も議員も選挙で選ばれた代表者により二元代表制の中で、十分に議論されたうえで制定され、その後も、一部改正や廃止についての議論が行われてきました。

今回の審議会は、条例が運用されてきて、5年に一度の見直しということで開催されています。そのため、制定の経緯を知っていただくことも必要ですが、社会情勢を踏まえて、条例が必要かどうか、改正・加筆の必要があるかを幅広い視点でご検討いただければと思います。委員が先ほどおっしゃった「そもそも必要なのか」といった視点もありますし、様々な意見を出していただくことがこの審議会の場につながると考えておりませんので、ぜひご意見をお寄せください。

委員：覚悟をもって臨まなければいけないですね。非常に重要な審議の場ということですね。

委員：まずは、「石垣市には基本条例がある」ということ自体を、もっと若い世代に知ってもらうべきだと思います。それが石垣市が最も取り組むべきことだと思います。

会長：前回の審議会でも基本条例を知らなかったという声がありました。周知を強化する必要があると思います。

委 員：例えば3高校に事務局が行って説明するというはどうでしょうか。子どもたちはこうした話を聞きたがっていると思いますし、おそらく現時点では高校生の多くが基本条例の存在を知らないと思います。現場の専門家が説明することは非常に効果があるのではと思いました。大変ではありますが、一つの方法としてご検討いただければと思います。

会 長：条例の内容を確認しようとした場合、どこで見られますか。ホームページですか。

事務局：条例は石垣市のホームページで確認できます。

会 長：まずはホームページへの誘導を進めていくことが早い方法ですね。

事務局：周知については工夫してまいります。

ホームページには現行の条文のほか、前回令和2年度の審議会の議事録も掲載しております。ご関心のある方はご覧いただければと思います。

会 長：高校の図書館に1冊あるといいですね。

他なければ議事終了となります、よろしいですか。なければ事務局より事務連絡お願いします。

～事務連絡～

会 長：それでは、以上で第1回自治基本条例審議会を終了します。お疲れ様でした。